

多可町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和3年6月18日（金）午後5時

兵庫県が、まん延防止等重点措置区域に変更されたことを受け、本日対策本部にて協議・決定した内容をお知らせします。

兵庫県のまん延防止措置への変更を受けて、以下のとおり対応する。

期間：6月21日（月）から7月11日（日）

◆屋内・屋外公共施設の利用について

- 期間中は貸館業務を21時までとする。
- 図書館、プラザ図書室は、21時までの開館とする。

◆小中学校の対応について

○教育活動【令和3年6月21日（月）以降】

県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで教育活動を行う。

県外での活動は見合わせる。ただし、計画済みの修学旅行については、旅行先の都道府県が発表する感染状況などを踏まえ、教育委員会と協議のうえ実施の可否を判断する。

○部活動【令和3年6月21日（月）～7月21日（水）】

- (1) 平日（4日）2時間程度
- (2) 土日（1日）3時間程度

活動範囲：北播地区＋町隣接市町

※ただし、東播大会以上の大会に参加する部活動については出場大会の地域内の範囲で実施可能とする。

○熱中症対策

環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。

【屋内】空調設備による教室等の温度管理、空調設備のない場所では風通しをよくするとともに、激しい運動を避けるなど活動内容を十分に注意する。

【屋外】体育・スポーツ活動のほか登下校においても、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日及び本人が苦しさを感じる際には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対策を優先する。

◆職員の勤務体制について

○時差出勤や在宅勤務は行わず、感染防止対策を徹底したうえで通常業務を基本とする。

◆メッセージの発信

○防災行政無線、たかテレビ、町ホームページ・SNS、たかちょう防災ネットを活用して、不要不急の外出自粛や一層の感染防止対策の呼びかけを行う。

6月21日（月）～